



来週の投資戦略 (12/18-22)

植田日銀総裁に大注目

2023年12月17日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 12月18-19日、日銀、金融政策決定会合 — 現状維持も植田総裁会見が重要
- 12月22日、11月の全国消費者物価指数 — 前年比+2.7%、コアコアで+3.8%?
- 12月22日、11月の米個人消費支出 (PCE デフレーター) — 前年比+2.8%、コアで+3.4%?

株式市場見通し

先週開催の米連邦公開市場委員会 (FOMC) とその後のパウエル連邦準備理事会 (FRB) 議長の発言には驚いた。ドットチャートが来年の政策金利 0.75% 下げを示唆、議長が「利下げについて話した」と述べたことで、市場関係者は一気に米財務省証券購入、米株式購入、米ドル売り・円買いに向かった。わが国の株式市場は米株高よりも米ドル安と米金利低下に大きく反応した。金融株と自動車株がほぼ全滅となり、半導体関連銘柄だけが米国株に追随した。来週の注目点は火曜日昼に終了の日銀の金融政策決定会合結果と午後3時半に予定されている植田総裁の発言だ。

今回の日銀の金融政策決定会合では現状維持が市場の大方の見方だ。1か月以上前から一部日銀担当記者がすぐにゼロ金利を解除すると報道して以来、市場関係者は植田総裁の発言に注目するようになった。その結果、先々週木曜日の参議院金融財政委員会で「年末から来年にかけて一段とチャレンジングになると思っている」発言だけが切り取られて、この時期に何か政策変更するというような憶測を産んだ。もし、大きな政策変更を実施すれば、為替市場と株式市場では先週木曜日に起こったようなことが繰り返される可能性もあろう。政策変更がないにしても株式市場が引けてからの総裁会見は大注目だ。何らかの時間軸を使って今後の道筋を示すと市場は大きく反応する可能性もあろう。そうでない場合には、翌日のわが国の株式市場は上昇しよう。

さて、SBI 証券が主幹事を務めた新規株式公開 (IPO) 銘柄の株価操作をしていたと報じられた。初値を操作するために2つのルートを使って3銘柄の初値を公開価格以上にさせたと詳しく報道されている。今から1年以上前に岸田政権が IPO 市場の改革を打ち出した時、公募価格が低すぎ、発行体に不利益を与えていると指摘された。おかしい指摘だな、むしろ初値が高すぎると KPA では見ていた。実際その通り、初値を吊り上げる仕組みがあったのだ。IPO に関しては抽選の仕組みも外部には全く見えないので不満だ。昔私が所属していた米系運用会社で IPO 銘柄の公募申し込みはなく、公開後も 40 日間取引禁止だった。理由は株価変動が大きく、顧客に不利益をもたらす可能性が高いというものだ。現代では大きなチャンスを逃していたともいえる。

最後に、ニューヨーク・ダウ 30 種が史上最高値を更新、RSI85 と記録的な数値になっている。一度利食いがあっても不思議ではないが、その時にわが国の株式市場には大きな影響はないだろう。というのは、過去1か月間方向が違ったからだ。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。